

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鷹栖町長 谷 寿男

市町村名 (市町村コード)	鷹栖町 (014524)
地域名 (地域内農業集落名)	北野地区 (とうわ、2区、3区、4区、5区、天満、8区、12区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は年々農家戸数は減少しているものの、65歳未満の割合が約43%という状況であり、町内の他地区よりも担い手農業者の割合が高い地区である。規模拡大の意向を持っている担い手農業者が多いものの、現状、農地の出し手候補者の農地に関して、受け手はほぼ決まっており、地区内の規模拡大が難しい状況にある。  
また、令和5年度で国営基盤整備事業が完了し、水田環境が整備され水稲作付率が高い地区である。課題としては、労働力の確保対策が急務であり、今後、農業パートなどの人手の確保対策と併せて、自動化・省力化によるスマート農業を推進していくかなどの検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稲作付が中心であり、一部の生産者はJAあさひかわが取り組む特別栽培米の生産・出荷を行うなど、環境に配慮した取組みも先進的に進められている。の行所得向上を目指し施設園芸作物の生産も盛んであり、特産品であるオオカミの桃トマトジュースの原料トマト・きゅうりをはじめ、なす・ピーマン・ゴーヤなど多品目が生産されている。女性農業者が中心となり、ブルーベリーを作付けし、大福などの加工及び販売を行ったり、担い手農業者が会社を設立し、農産物や加工品などの生産・販売を行い、地域の活性化の一躍を担っており、今後の活躍にも期待が寄せられている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	993.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	993.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進めるため、目標地図に従って農地のあつせんを農業委員と農用地利用調整組合役員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際に農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
R5年度で国営基盤整備事業が全て完了しているが、国営事業区域外において、道営基盤整備事業の採択に向けて、R6年度から農業者別意向確認を行う。その結果によっては個別に必要なに応じて、団体営事業や地域農業推進会議の広域事業である農地改良事業に取組み、より整備を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる水稲防除作業は、たいせつ農業協同組合の無人ヘリ組織への委託の継続、今後は、ドローンを活用した共同作業・農作業委託も進むことが想定される。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①全町的な取り組みにおいて、常設用の電気柵の設置、猟友会への支援、狩猟・捕獲後の処理の体制強化などをセットで図るため、対策に向けた年度計画の作成を行うため、農業関係団体と検討を行う。  
②JAあさひかわが取り組む特別栽培米の生産を行っていく。  
③国営基盤整備後の圃場をより有効活用するため、スマート農業機器を町の事業を活用し計画的に導入していく。  
⑤女性農業者グループが以前より取組んでいるブルーベリーの生産・加工・販売について、地域として協力をしていく。  
⑦水路・農道等の管理について、耕作者のみならず共同作業を行うコントラクター組織を設立を検討・実践していく。  
⑨第1～第5までのモニタリングセンターの共同利用・作業体系を継続していく。